

令和2年度 第1回 狹山市建築審査会 会議録

【開催日時】 令和3年3月18日(木) 午後2時00分から午後2時45分

【開催場所】 市役所6階 604会議室

【出席委員】 田中一郎委員、村上嘉康委員、草野律子委員、
町田昇委員

【欠席委員】 遠藤一博委員

【狹山市】 都市建設部：田中部長、西久保次長

【特定行政庁】 建築審査課：郷主任、志賀主任

【事務局】 建築審査課：小形主幹、桑原主査

【公開非公開の別】 公開

【傍聴者】 なし

【議事】 (要旨)

第1号議案

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可について (諮問)

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可について、特定行政庁が諮問した。

建築審査会の意見

「同意」

【会議録】（質疑応答）

第 1 号議案

建築基準法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書許可について（諮問）

（議案概要）

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号埼玉県知事大野元裕から申請のあった、狭山市稲荷山二丁目 6 埼玉県立狭山経済高等学校の昇降機棟増築工事における、法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書許可申請については、当該地域は、平成 16 年 4 月 1 日に「狭山都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限」が施行され、当該敷地の建築物は、日影による高さの制限に不適合であるが、申請建築物の用途は公共性が高い学校であり、今回の増築工事において日影の不適合部分が増加しないなど、土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認められるので、諮問した。

特定行政庁

議案諮問

建築の許可について

建築基準法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書許可の規定に基づき、埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号埼玉県知事 大野 元裕から申請のあった、狭山市稲荷山二丁目 6 の埼玉県立狭山経済高等学校の昇降機棟増築工事に係る日影規制の特例許可について、特定行政庁として許可したいので、建築審査会の同意を求めます。

1 建築基準法第 5 6 条の 2 第 1 項（日影規制の概要と内容）の説明

今回の許可申請地は、用途地域の指定のない区域であり、平成 16 年 4 月 1 日に、用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限として B 区域として定められ、埼玉県建築基準法施行条例第 8 条の 2 において、法別表第 4（ろ）欄についてはロ、（に）欄については（3）となっております。建築基準法別表第 4（ろ）欄についてはロ、測定面は 4m、（に）欄については、敷地境界線から 5 m から 10m までは 5 時間まで、10m を超える範囲は 3 時間までの規制時間となっております。

2 日影規制に係るただし書許可取扱方針の説明

狭山市の日影規制に係るただし書許可の取扱方針は、特定行政庁として建築審査会に諮問する場合の方針であります。

法第56条の2第1項の規定に適合しない建築物の増築等、大規模の修繕又は大規模の模様替としており、許可の対象は、

(1) 公共性が高い建築物であり、病院、診療所、児童福祉施設等、学校、図書館、官公庁施設などであります。

(2) 既存建築物及び増築等によって生じる日影（複合日影）における日影不適合部分が既存建築物の日影不適合部分より増加しないこととなっております。

(3) 増築等の日影（単独日影）が敷地外に生じる等、周辺に影響が考えられる場合には、「狭山市宅地等の開発に関する指導要綱」に基づき近隣関係者に対して事前に説明を行い、周知に努めることとなっております。

なお、狭山市での許可事例は、富士見地内にある病院の増築案件で、過去に1件許可した経緯があります。

議案の説明について

今回の申請は、鉄骨造4階建ての昇降機棟を、既存校舎の南側に既存建物と同等の高さで増築するものでありますが、敷地北側にある既存のRC造2階建ての、重層体育館のトイレシャワー棟が現行法の日影規制に適合しないことが判明したことによる申請となります。

申請場所は、稲荷山公園から入間市方面にあり、狭山警察署の隣となっており、周辺には入間基地、東京家政大学、狭山保健所などがあり、官公庁の施設が多く一般の住宅はあまりない状況であります。

申請の建物の主要用途は学校であり、申請の建築物は鉄骨造4階建ての昇降機棟を、既存校舎の南側の渡り廊下の部分に既存建物と同等の高さで増築するものであり、これにより日影を増加させる状況ではありません。

トイレシャワー棟は、平成12年に建設されており、当時は、この敷地には日影の規制はありませんでしたが、平成16年から規制がかかっております。

現地の日影の状況は、敷地北側にある狭山警察署の植栽帯とカーポート部分に日影が落ちており、周辺環境を悪化させ

るものではありません。

以上のことから、申請建築物の用途は公共性が高い学校であり、今回の増築工事において日影の不適合部分が増加しないなど、土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認められるので、特定行政庁として許可していきたいと考え、建築審査会の同意を求めました。

議長
(会長) ありがとうございます。それでは、第1号議案の諮問についてご意見ご質問等ありますか。

委員 一同なし。

議長
(会長) それでは、第1号議案について諮ります。

諮問案件の建築基準法第56条の2第1項ただし書許可については、原案どおり同意することでご異議ありませんか。

委員 一同、異議なし。

議長
(会長) ご異議がないようなので、第1号議案については、同意することによって決定する。

それでは、以上をもって第1号議案について終了する。

次に、議事の(2)その他として事務局から報告事項等ありますか。

事務局 今年度で開催されました建築審査会に係る会議等の結果について報告します。

まず、「埼玉県建築審査会連絡協議会」の総会及び連絡会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年度は書面開催となり、総会及び連絡会議の内容について、田中会長から同意承認を得ています。

次に、今年度千葉県内で開催を予定されていた「令和2年度全国建築審査会長会議」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度の開催が見送られ、令和3年度につきましては秋田県内において開催を予定しており、その後、令和4年度に千葉県内にて開催予定となっています。

議長
(会長) ありがとうございます。

以上で議事について、終了します。

以上